

## 意見第2号

### 国会議員の「調査研究広報滞在費」の抜本的な見直しを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2022年6月27日

提出者 久喜市議会議員  
猪股和雄  
賛成者 久喜市議会議員  
杉野修  
田村栄子

久喜市議会議長 柿沼繁男 様

### 国会議員の「調査研究広報滞在費」の抜本的な見直しを求める意見書

国会議員一人当たり月額100万円が支給される文書通信交通滞在費は、4月に歳費法および国会法が改正され、名称を「調査研究広報滞在費」とするとともに、「日割り支給」を実施することになった。

法改正によって、用途の目的が、これまでの「公の書類を発送し、公の性質を有する通信をなす等のため」から、「調査研究広報滞在費は、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給する」と改められた。

これは、事実上「何にでも使える」ことになり、用途の大幅な拡大に他ならない。

これまで「文書通信交通滞在費」の問題点として指摘されてきた、用途の明確化、用途の公開、未使用分の返還等の課題については、いまだに結論が出されていない。

各党は、これらの課題について、今後も協議を続けて今国会中に結論を出すとしているが、これ以上、抜本的改正を先送りすることは許されない。

改めて、「調査研究広報滞在費」の支出目的を再検討した上で、用途基準の明確化と公開等、国民の信頼を得られるような制度にしていくことが求められている。

地方議会において文通費と同様の性格を持つ政務活動費は、多くの議会で厳格な用途基準を定めた上で、実費支給、領収書の添付と用途の公開、余剰金の返納の規定など高い透明性を確保して、住民の信頼を得ている。国会においても、こうした地方議会の取り組みを見習うべきである。

よって、国会は国民の信頼をとりもどすべく、下記の事項をとりいれた抜本的な制度改正を早急に実現するよう強く求める。

#### 記

- 1 年度ごとに使途報告書の提出と領収書等の添付を義務付け、報告書を公開すること。
- 2 「調査研究広報滞在費」の目的に合致した使途基準を明確化すること。
- 3 目的外支出の禁止と、実費精算によって年度末に剰余金が発生した場合の国庫返納規定を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長 　あて